

【商品概要説明書】
オープン外貨定期預金

商品名	オープン外貨定期預金
商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ預入の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま
取扱時間	・外貨預金の取引時間は、取引当日の各通貨の相場公表後から午後3時までとなります。(海外の外国為替市場休業日は取引できません) ・米ドルは午前10時頃、米ドル以外の通貨は午前11時30分頃相場公表します。
期間	満期日指定方式 満期日の指定は1年以内とし、銀行休業日および海外の外国為替市場休業日の指定はできません。 ただし、預入日の1年後の応答日が銀行休業日および海外の外国為替市場休業日の場合は、応答日以降最初に到来する銀行営業日かつ海外の外国為替市場営業日を満期日に指定できます。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	一括預入 1通貨単位以上 1補助通貨単位 米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、ニュージーランドドル等 その他通貨については窓口までお問合せください。
払戻方法	満期日以後、お客さまのお申し出により一括して払い戻します。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。 金利については窓口にお問合せください。 ・ 満期日以後、解約日までの適用利率は解約日における預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 付利単位を1 補助通貨単位とした1 年を 365 日とする日割による計算
税金について	・ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(2016 年 1 月 1 日より法人のお客さまは 15.315%)の源泉分離課税が適用されます。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ・ 為替差益への課税 (法人のお客さま) 総合課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ・ 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「オープン外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および換算相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	ございません。
リスクに関する事項	・ <u>為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回る元本割れの可能性があります。</u> ・ 為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1英ポンドあたり8円、1豪ドルあたり4円、1ニュージーランドドルあたり4円)かかるため、<u>受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。</u> ・ <u>オープン外貨定期預金にお預入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みください。</u>
期日前解約時のお取り扱い	・ 原則期日前解約はできません。 ・ 解約の金額(米ドルの場合は100万米ドル以上、その他の通貨の場合は30万通貨単位以上)によっては、当行所定の損害金※をご負担いただく場合があります。その場合元本割れする場合があります。 ・ また、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約を行う場合、預金作成日から期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、元金とともにお支払します。なお、この場合、<u>解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預け入れの元本金額を下回る(＝元本割れ)可能性があります。</u> ※期日前解約時点で当行はその契約上の地位(すなわち、預金契約の権利・義務)を失うことになり、その地位にともなう経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。 この場合、当行は、期日前解約時点で、この預金と同等の代替の契約を市場(外貨資金市場)にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な金額(コスト)を、市場実勢相場に基づいて算出し、解約コストとしてお客さまにご負担いただきます。 このように、解約コストの算出には期日前解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申し込み時点で解約コストをお示しすることはできませんが、計算式を簡略化してお示しすると以下のとおりになります。 $\text{損害金} = \text{外貨金額} \times (\text{預入時点の市場金利} - \text{中途解約時点の市場金利}) \times \text{残存日数} / 365 \times \text{TTS}$
販売会社の名称	株式会社 広島銀行
その他参考となる事項	・ 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。(この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。締結した為替予約の取消はできません) ・ 外国為替市場において大幅な相場変動や市場が閉鎖された場合(市場サスペンド)などは、取引に応じられないことがあります。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体	加入していません。
お問合せ先	お取引のある本支店または下記までお問合せください。 金融商品カスタマーセンター 0120-104-984

〔オープン外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および換算相場〕

お取り扱い内容	オープン外貨定期預金にかかる手数料												
1. 円貨によるご入金 (円貨⇒外貨預金)	為替手数料を含んだ為替相場である以下の TTS を適用。 ※10 万米ドル相当額以上のお取引の場合は、TTS にかかわらず、預入時点の市場実勢為替相場をもとに手数料を含んだ適用相場を別途決定します。 <table><tr><td></td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>英ポンド</td><td>豪ドル</td><td>ニュージーランドドル</td></tr><tr><td>TTS</td><td>公表仲値 +1 円</td><td>公表仲値 +1.5 円</td><td>公表仲値 +4 円</td><td>公表仲値 +2 円</td><td>公表仲値 +2 円</td></tr></table> その他の通貨については窓口までお問合せください。		米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	ニュージーランドドル	TTS	公表仲値 +1 円	公表仲値 +1.5 円	公表仲値 +4 円	公表仲値 +2 円	公表仲値 +2 円
	米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	ニュージーランドドル								
TTS	公表仲値 +1 円	公表仲値 +1.5 円	公表仲値 +4 円	公表仲値 +2 円	公表仲値 +2 円								
2. 円貨でのお引き出し (外貨預金⇒円貨)	為替手数料を含んだ為替相場である以下の TTB を適用。 ※10 万米ドル相当額以上のお取引の場合は、TTB にかかわらず、引出時点の市場実勢為替相場をもとに手数料を含んだ適用相場を別途決定します。 <table><tr><td></td><td>米ドル</td><td>ユーロ</td><td>英ポンド</td><td>豪ドル</td><td>ニュージーランドドル</td></tr><tr><td>TTB</td><td>公表仲値 -1 円</td><td>公表仲値 -1.5 円</td><td>公表仲値 -4 円</td><td>公表仲値 -2 円</td><td>公表仲値 -2 円</td></tr></table> その他の通貨については窓口までお問合せください。		米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	ニュージーランドドル	TTB	公表仲値 -1 円	公表仲値 -1.5 円	公表仲値 -4 円	公表仲値 -2 円	公表仲値 -2 円
	米ドル	ユーロ	英ポンド	豪ドル	ニュージーランドドル								
TTB	公表仲値 -1 円	公表仲値 -1.5 円	公表仲値 -4 円	公表仲値 -2 円	公表仲値 -2 円								
3. 外貨現金によるご入金 (外貨現金⇒外貨預金) ※硬貨はお取り扱いいたしません。	各通貨1通貨単位あたり以下の手数料がかかります。 米ドル:8.5 円、ユーロ:9.5 円、英ポンド:13 円、豪ドル:12 円 ニュージーランドドル:10 円												
4. 外貨現金によるお引き出し (外貨預金⇒外貨現金) ※硬貨はお取り扱いいたしません。	各通貨1通貨単位あたり以下の手数料がかかります。 米ドル: 6 円、ユーロ:9 円、英ポンド:13 円、豪ドル:12 円 ニュージーランドドル:10 円												
5. 外貨建送金の受取資金 によるご入金 (外貨建送金⇒外貨預金)	・リフティングチャージ 外貨建送金額×0.05%×TTS (最低金額 2,500 円)												
6. お引き出し資金に よる外貨建送金 (外貨預金⇒外貨建送金)	・リフティングチャージ 送金金額×0.05%×TTS (最低金額 2,500 円) ・外国送金関連手数料が別途必要となります。 (送金手数料、電信料、コルレスチャージ等)												

・上記手数料には消費税はかかりません。

・上記3～6のお取扱いは、同一通貨に限ります。

2303